

留意すべき事項

共通事項

- オンラインで実施する職務の範囲や留意事項について、**衛生委員会等での調査審議、労働者への周知**
 - 労働者の健康管理に必要な情報が産業医へ円滑に提供される仕組みの構築
 - 産業医が必要と認める場合には実地で確認することができる仕組みの構築
 - 事業場の周辺の医療機関との連携を図る等の必要な体制の構築
- ※ 事業者は、健康管理等に必要な情報の提供等、産業医が効果的な活動が行えるよう配慮すること

職務ごとに留意すべき事項

- | | |
|--------------------|---|
| ● 医師による面接指導 | ・オンラインで実施する場合は留意事項を遵守 (R2.11.19 最終改正 労働基準局長通達)
・医師が必要と認める場合は 直接対面 で実施 |
| ● 作業管理・作業環境管理 | ・定期巡視の際に 実地 で実施
・作業環境・内容の変更時は 実地 で確認 |
| ● 衛生教育 | ・オンラインで実施する場合は留意事項を遵守
(R3.1.25 安全課長・衛生課長・対策課長通達) |
| ● 健康障害の原因調査・再発防止措置 | ・原則として 実地 で実施 |
| ● 定期巡視 | ・ 実地 で実施 |
| ● 安全衛生委員会等への出席 | ・オンラインで実施する場合は留意事項を遵守 (R2.8.27 労働基準局長通達) |